

新しい地域コミュニティづくり の基本方針



令和3年2月

 新温泉町

目 次

1. 策定の目的	1
2. 人口減少・少子高齢化がもたらす課題	2
3. 新温泉町の現状	2
4. 新しい地域コミュニティの必要性	7
5. 新しい地域コミュニティづくりの進め方	9
6. 新しい地域コミュニティづくりの具体的な取組	9
7. 町の支援策の方向性と今後の進め方	13

1. 策定の目的

本町では、「海・山・温泉 人が輝く 夢と温もりの郷—ふるさとの未来へ“つなぐ”まちづくり—」をまちの将来像として、新町まちづくり計画や新温泉町総合計画等に基づき、住民等との協働による総合的かつ計画的なまちづくりを進めています。

一方、本格的な人口減少社会が到来し、とりわけ過疎化・少子高齢化の著しい中山間地域においては、高齢者の見守りや雪かき、草刈りといった、これまで集落が担ってきた生活支援機能が低下してきており、また、空き家や耕作放棄地の増加、里山等の財産管理など、地域に関わる新たな課題も発生してきています。更に、商店や公共交通といった民間事業者が提供するサービスについても、過疎化の進行とともに失われてきています。

こうした多様化する地域課題や、住民ニーズに対応するため、総合計画に掲げる理念に基づき、住民を含めた多様な主体と行政がお互いにその役割と責任を担い、連携、協力しながらまちづくりを進めることが必要となってきました。

こうした状況の中、住み慣れた地域で、将来にわたって安心して暮らし続けていくため、集落を越えて広域的な範囲で地域活性化に取り組む、新しい地域運営の形「新しい地域コミュニティ」の推進に向けて、「新しい地域コミュニティづくりの基本方針」を策定し、住民参画と協働の推進指針との整合性を図りながら取組を進めていきます。

2. 人口減少・少子高齢化がもたらす課題

全国的に過疎化・高齢化が進行する中、総務省が全国の過疎地域の市町村を対象に行った調査によると、過疎地域においては、住民の半数以上が65歳以上である集落の割合は、平成27年度から令和元年度の5年間で、22.1%から32.2%と10ポイントも増加しています。また、それらの集落機能が良好に維持されている集落の割合は82.1%から78.4%と減少してきています。特に、市町村役場（本庁）から離れている集落、山間地の集落、地形的に末端にある集落などでは、その割合が高くなっています。これらの集落で発生する課題として最も多いのが「空き家の増加」であり、「耕作放棄地の増大」「商店・スーパー等の閉鎖」「獣害の増加」なども挙げられています。

3. 新温泉町の現状

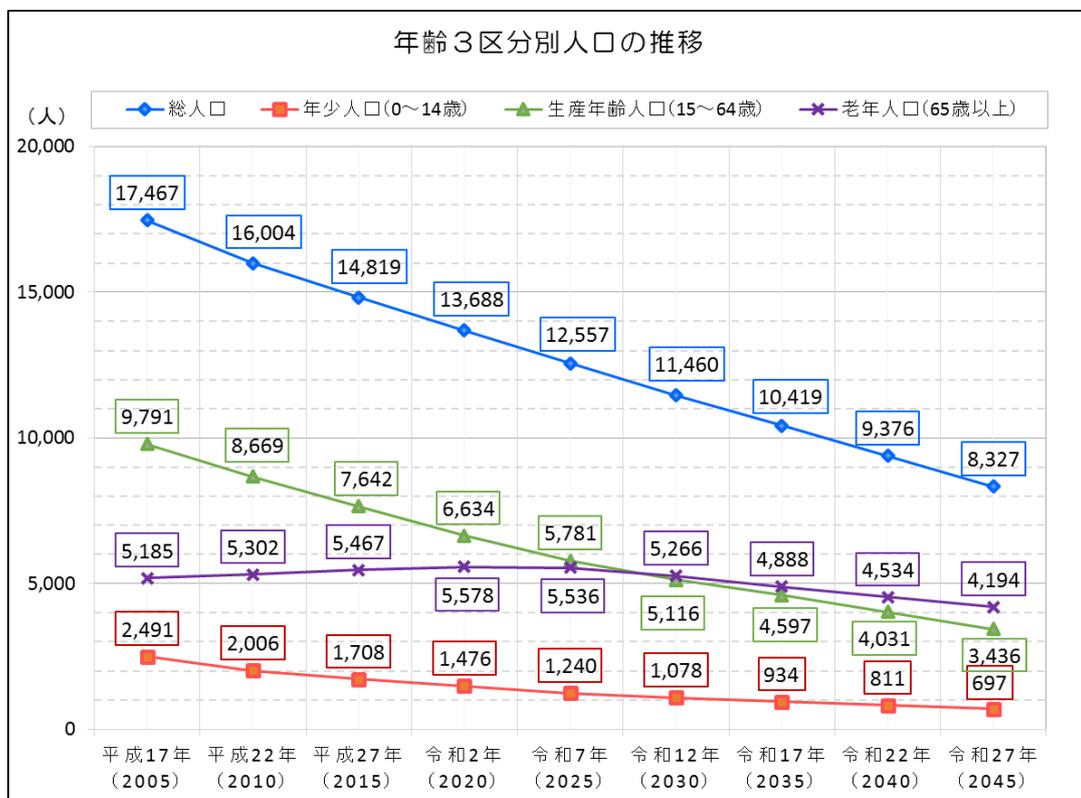
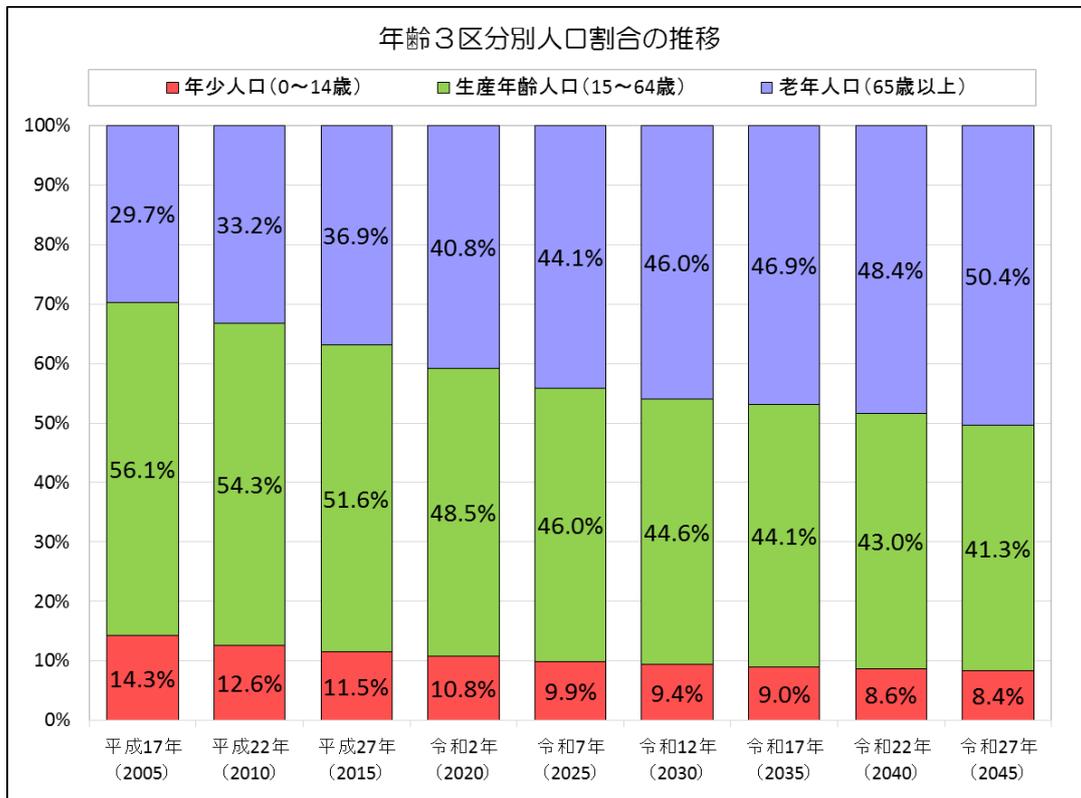
新温泉町の現状を見てみると、平成30年3月に発表された国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の将来人口推計では、本町の人口は令和27年には平成27年より6,492人減少し、8,327人になるとされています。今後、この推計のとおり推移すると、平成27年に1,708人であった年少人口が、令和27年には697人に、36.9%であった高齢化率は50.4%となります。

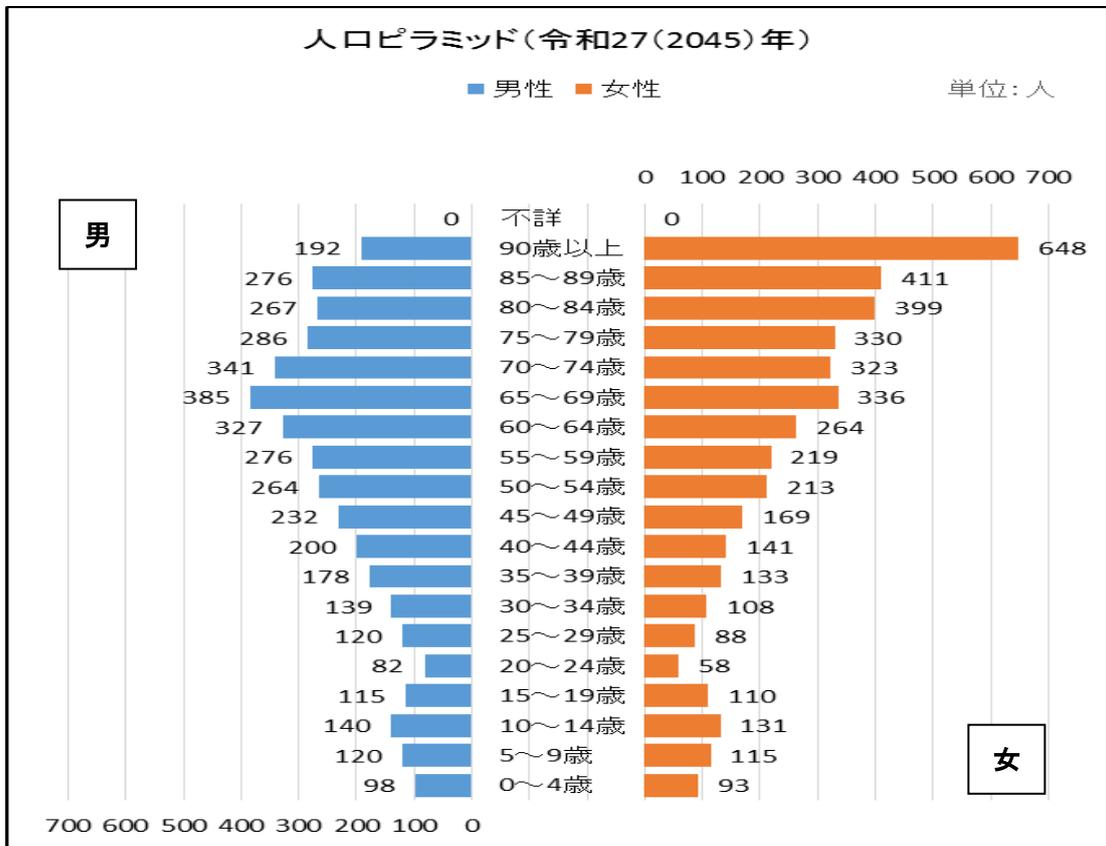
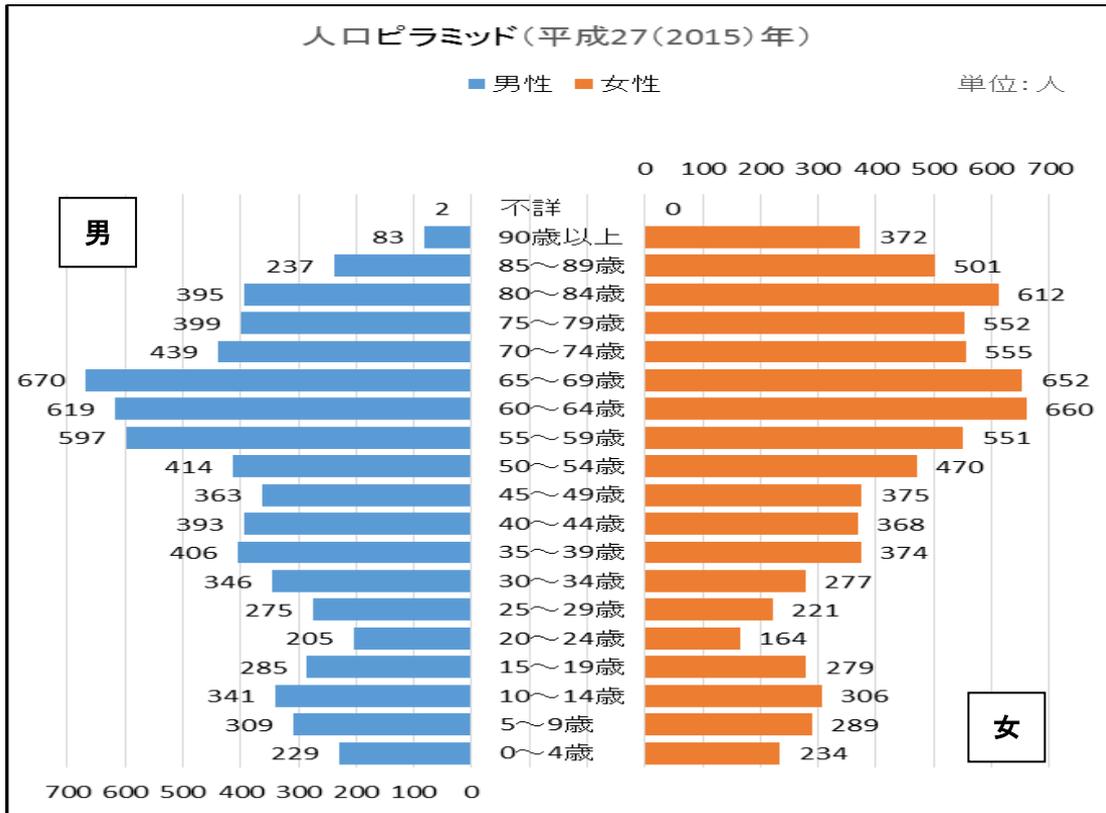
およそ2人に1人が高齢者となると見込まれており、様々な分野で住民生活に大きく影響を及ぼすことが推測されます。

【本町の人口と将来予測】

	平成27年10月 (国勢調査)	令和27年10月 (社人研推計)
総人口	14,819人	8,327人
年少人口(0-14歳)	1,708人	697人
65歳以上人口	5,467人	4,194人
高齢化率	36.9%	50.4%

【本町の将来人口推計】（国立社会保障・人口問題研究所（平成30年3月））





本町には、115※の行政区がありますが、令和2年10月1日現在の住民基本台帳によれば、65歳以上の高齢者人口の割合が50%を超えている行政区（いわゆる限界集落）が16※※あります。

※浜坂・居組・諸寄の各町内会を1つの地区とした場合は、63の行政区となる。

※※63行政区中の数字。（下表参照）

また、区長が不在の集落や、今後区長が不在となる事が予想される、世帯数10世帯程度の集落が発生するなど、行政区の高齢化・小規模化が進行しており、これまでは隣近所や集落内の助け合いで維持されてきた伝統行事や草刈り、雪かきといった共同作業、（子ども達や高齢者などの）地域の見守りといった集落機能の低下とコミュニティ活動の維持が懸念されています。

更に、人口減少、集落機能の低下に起因する空き家や耕作放棄地の増大、地域での消費が減少することに伴う地域経済活動の低下（商店等の撤退）、公共交通機関の維持困難など、地域をとりまく環境は厳しさを増してきています。

【令和2年10月1日現在 住民基本台帳】

No.	地域区分1	地域区分2	地区の名称	人口	65歳以上人口	65歳以上人口比率	世帯数
1	浜坂地域	浜坂地区	浜坂自治区	3,878	1,338	34.5%	1,629
2	浜坂地域	浜坂地区	芦屋	284	105	37.0%	128
3	浜坂地域	浜坂地区	清富	107	41	38.3%	36
4	浜坂地域	浜坂地区	指杭	47	19	40.4%	18
5	浜坂地域	浜坂地区	田井	142	55	38.7%	52
6	浜坂地域	浜坂地区	赤崎	45	22	48.9%	21
7	浜坂地域	浜坂地区	和田	96	34	35.4%	37
8	浜坂地域	浜坂地区	三尾	182	74	40.7%	63
9	浜坂地域	大庭地区	二日市	257	83	32.3%	103
10	浜坂地域	大庭地区	福富	130	44	33.8%	47
11	浜坂地域	大庭地区	戸田	106	44	41.5%	38
12	浜坂地域	大庭地区	三谷	107	46	43.0%	46
13	浜坂地域	大庭地区	若松町	106	23	21.7%	42
14	浜坂地域	大庭地区	栃谷	134	57	42.5%	57
15	浜坂地域	大庭地区	田君	135	49	36.3%	50
16	浜坂地域	大庭地区	七釜	253	79	31.2%	99

No.	地域区分 1	地域区分 2	地区の名称	人口	65 歳以上人口	65 歳以上人口比率	世帯数
17	浜坂地域	大庭地区	新市	90	39	43.3%	35
18	浜坂地域	大庭地区	古市	69	42	60.9%	25
19	浜坂地域	大庭地区	用土	87	31	35.6%	29
20	浜坂地域	大庭地区	対田	235	100	42.6%	85
21	浜坂地域	大庭地区	久谷	167	73	43.7%	60
22	浜坂地域	大庭地区	高末	58	34	58.6%	26
23	浜坂地域	大庭地区	正法庵	87	31	35.6%	37
24	浜坂地域	大庭地区	辺地	93	35	37.6%	33
25	浜坂地域	大庭地区	藤尾	67	29	43.3%	23
26	浜坂地域	大庭地区	境	30	16	53.3%	16
27	浜坂地域	大庭地区	久斗山	135	64	47.4%	54
28	浜坂地域	西浜地区	諸寄区	1,060	442	41.7%	445
29	浜坂地域	西浜地区	釜屋	94	44	46.8%	40
30	浜坂地域	西浜地区	居組区	506	230	45.5%	240
31	温泉地域	温泉地区	春来	153	73	47.7%	59
32	温泉地域	温泉地区	歌長	184	104	56.5%	74
33	温泉地域	温泉地区	高山	15	11	73.3%	8
34	温泉地域	温泉地区	数久谷	27	20	74.1%	14
35	温泉地域	温泉地区	湯	1,003	357	35.6%	424
36	温泉地域	温泉地区	細田	115	33	28.7%	39
37	温泉地域	温泉地区	竹田	358	152	42.5%	129
38	温泉地域	温泉地区	井土	484	151	31.2%	178
39	温泉地域	温泉地区	今岡金屋	121	51	42.1%	43
40	温泉地域	温泉地区	熊谷	159	81	50.9%	66
41	温泉地域	温泉地区	伊角	65	31	47.7%	30
42	温泉地域	温泉地区	桧尾	0	0	0.0%	0
43	温泉地域	照来地区	切畑	117	57	48.7%	49
44	温泉地域	照来地区	多子	180	77	42.8%	67
45	温泉地域	照来地区	桐岡	138	54	39.1%	57
46	温泉地域	照来地区	丹土	289	127	43.9%	102
47	温泉地域	照来地区	中辻	166	78	47.0%	62
48	温泉地域	照来地区	塩山	226	80	35.4%	69
49	温泉地域	照来地区	飯野	372	148	39.8%	128

No.	地域区分 1	地域区分 2	地区の名称	人口	65 歳以上人口	65 歳以上人口比率	世帯数
50	温泉地域	八田地区	あさひヶ丘	42	7	16.7%	15
51	温泉地域	八田地区	千原	181	93	51.4%	70
52	温泉地域	八田地区	鐘尾	150	54	36.0%	54
53	温泉地域	八田地区	千谷	163	81	49.7%	65
54	温泉地域	八田地区	宮脇	26	17	65.4%	14
55	温泉地域	八田地区	内山	29	21	72.4%	11
56	温泉地域	八田地区	越坂	11	9	81.8%	8
57	温泉地域	八田地区	海上	96	63	65.6%	42
58	温泉地域	八田地区	前	79	43	54.4%	33
59	温泉地域	八田地区	石橋	20	14	70.0%	8
60	温泉地域	八田地区	田中	72	35	48.6%	28
61	温泉地域	八田地区	岸田	137	60	43.8%	44
62	温泉地域	八田地区	青下	61	37	60.7%	31
63	温泉地域	八田地区	霧滝	2	2	100.0%	2
合計				14,028	5,544	39.5%	5,637

4. 新しい地域コミュニティの必要性

このように、今後ますます人口減少が進む中で、地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の方針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織「地域運営組織」が全国的に形成されてきています。

総務省のアンケート調査によれば、令和元年度、全国市区町村の43.4%にあたる742市区町村で5,236組織が形成されています。また、組織が形成されていない市区町村においても約90%の市区町村がその必要性を認識しています。

これらの組織の多くは、従来から住民のつながりが深い小学校区（旧小学校区）などのエリアで、高齢者交流活動、声かけ・見守り活動などを行っています。

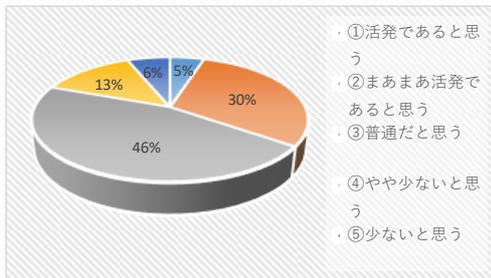
本町においても、過疎化・少子高齢化による地域課題に対応し、相互に補完しあいながら集落機能を維持するため、現在の行政区の枠組みを超えた地域的なつながりの強い範囲を単位とした新しい地域コミュニティ（地域運営組織）を形

成し、新しい地域運営を行うことが必要になってきていると言えます。

このことから、本町では平成29年度より地域運営組織研究事業を開始し、区長・町内会長等を対象に、地域運営組織の取組の先進地である朝来市から講師を招聘し、事例などの取組発表等を行いました。この時行ったアンケート調査結果は次の通りです。

【アンケート結果抜粋】

4. あなたの自治会・町内会等の活動状況について？

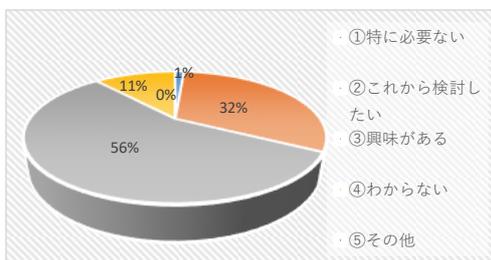


①活発であると思う	4
②まあまあ活発であると思う	25
③普通だと思う	38
④やや少ないと思う	11
⑤少ないと思う	5

- ・35%が概ね活動活発
- ・46%が活動が普通
- ・19%が概ね活動が少ない

83

5. 地域運営組織への動きについて、考えに近い番号は？



①特に必要ない	1
②これから検討したい	25
③興味がある	44
④わからない	9
⑤その他	0

- ・32%がこれから検討したい、56%が興味がある。(合計88%が関心あり)

79

【アンケート自由記入欄より抜粋】

- ・行政(役場)、地域、学校の連携が重要である。町の幸せな将来を見据えた教育が町の危機を救う。収入は少なくとも幸せを実感できる、人の血が通った温かい町づくりを望みます。
- ・現在の町内会では役員(特に町内会長)のなり手がいないので、新しい組織の設立を考える必要性を感じる。
- ・地域のリーダーの育成が必要。
- ・地区内事業は減らすことはできないし、人口も世帯数や若者の減少の一途をたどっている。今後の地区運営も継続しながら広域での地域運営は事業数の拡大ばかりではないか。文化交流会や地区公民館制度で役員は一杯一杯である。

5. 新しい地域コミュニティづくりの進め方

アンケートの結果から、本町での自治会・町内会活動は概ね良好に維持されていることがわかりますが、地域運営組織について8割以上の方が関心を示していることから、将来に対する不安や懸念が推測されます。

新しい地域コミュニティづくりを進めるためには、①地域住民の当事者意識の醸成、②自治体等のサポート、③組織の設立を促す要素（財源・制度・人材）等の条件整備を行政が積極的に進めることが必要です。ただし、取組の必要性が認識され広がるには一定の期間を要することから、着実な普及活動を継続する必要があります。

何よりも地域住民や様々な団体・組織の関係者が主体となって、十分な合意形成を図りながら立ち上げることが重要であり、地域活動の熟度や広域的な連携に対する住民の考え方の違い、危機意識や機運の高まりの度合いなどによって、話し合いの進め方や組織の立ち上げに至るまでのスピードは異なります。

また本町には、都市計画区域となっている浜坂地域と中山間地域である温泉地域があり、幹線道路沿いにある基幹集落と町道で結ばれた山間部に点在する基礎集落とでは地域課題や必要となる支援も異なります。各地域で最適な体制はどういったものかといった検討も必要であり、それぞれの地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。

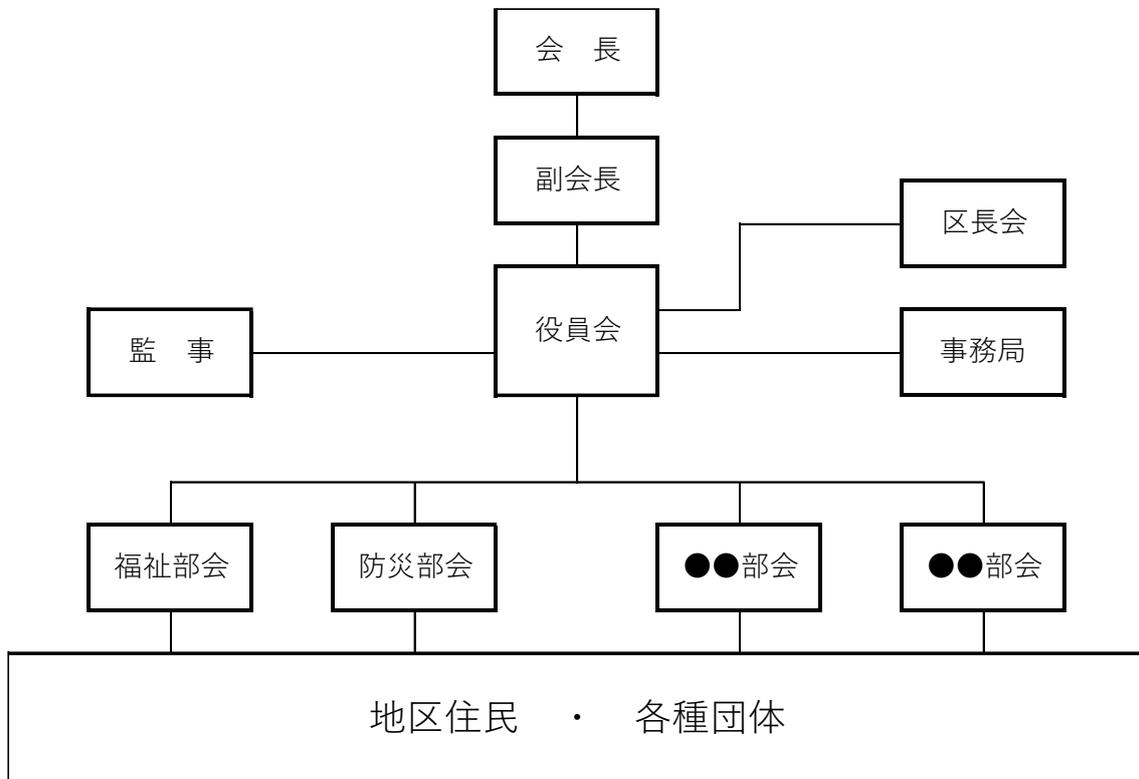
6. 新しい地域コミュニティづくりの具体的な取組

(1) 組織の形態

多様化する地域課題に対応するため、新しい地域コミュニティ（地域運営組織）は、地域住民自らが主体となって「地域課題を共有」し、「解決方法を検討」するための「協議機能」と、「地域課題解決に向けた取組を実践」するための「実行機能」を有する組織と位置付けられます。

組織形態としては、地域の実情に応じて様々なものが想定されますが、基本的な組織形態は次のようになります。

【新しい地域コミュニティ（地域運営組織）のイメージ】



※各部会については、地域の実情に応じて設定する。

（２）活動範囲及び活動拠点施設

新しい地域コミュニティ（地域運営組織）の活動範囲は、その組織の機能・役割からも、一定程度の区域の広がりを持ちつつ、住民相互のつながりがある程度保たれる範囲が想定されます。

このことから、本町では、小学校区（旧小学校区）、地区公民館活動の範囲などを基本として検討を進めます。

また、地域運営組織の活動拠点としては、地域間交流の拠点となっているコミュニティセンターや集会施設、生涯学習の拠点として設置されており、地域づくり活動に密接に結びついている地区公民館など、組織の設立状況に併せ、地域の実情に応じて柔軟に検討していきます。

【想定される区域及び活動拠点施設】

地域	地区	予定区域数	対象行政区	活動拠点施設 (予定含む)
浜坂地域	浜坂地区	2区域	浜坂自治区、芦屋、清富 田井、指杭、赤崎、和田 三尾	浜坂公民館 赤崎地区公民館 御火浦コミュニティセンター
	大庭地区	2区域	二日市、福富、戸田、三谷、若松町、 栃谷、田君、七釜、新市、古市、用 土 対田、久谷、高末、正法庵、辺地、 藤尾、境、 久斗山	浜坂南小学校 浜坂東小学校 久斗山地区公民館
	西浜地区	2区域	諸寄、釜屋 居組	諸寄基幹集落センター 居組地区公民館
温泉地域	温泉地区	2区域	春来 歌長、高山、数久谷、湯、細田、竹 田、井土、今岡金屋 熊谷、伊角	温泉公民館 旧熊谷小学校 春来地区公民館
	照来地区	1区域	切畑、多子、桐岡、丹土、中辻、塩 山、飯野	照来地区公民館
	八田地区	2区域	千原、あさひヶ丘、鐘尾、千谷、宮 脇、内山、越坂 海上、前、石橋、田中、岸田、青下、 霧滝	八田コミュニティセンター (仮) 奥八田交流施設

※三尾、久斗山、春来については、地理的に独立(1地区1小学校区)しており、独自の地域活性化活動を展開していることから、補助拠点施設として地区公民館等の利用も検討します。また、集落規模等に大きな違いのある地域についても、兼務の支援員設置等、推進のための検討をします。

(3) 組織の機能・役割

これからの地域づくりでは、新しい地域コミュニティ（地域運営組織）は、これまで行政区が担っていた自治・共助機能を補完しながら、地域内の様々な関係主体とのネットワークを形成し、行政との協働のもと、地域課題に対応していく必要があります。

【新しい地域コミュニティ（地域運営組織）が担う機能の例】

テーマ	想定される取組
地域振興	<ul style="list-style-type: none">・聞き取りやアンケート等による地域課題の抽出、話し合いの促進・集落内共同除雪・特産品の開発、6次産業化・集落営農の推進・子育て支援、交流の場の提供
福祉	<ul style="list-style-type: none">・一人暮らし世帯、高齢者世帯の見守り・高齢者交流サロンの開設・配食サービスの実施・交通弱者対策として外出支援・買い物支援サービスの実施
防災	<ul style="list-style-type: none">・合同防災訓練の実施・防災・防犯啓発活動・地域内危険個所の見回り・災害時における要支援者の把握、対応・地域独自の防災マップづくり 等
交流	<ul style="list-style-type: none">・都市地域から交流人の受入・移住者の受入・他地域との交流活動の実施 等

これらはいくまで一例であり、取り組むテーマは地域によって様々です。また、これらのテーマすべてを組織設立段階から取り組むのは非常に困難ですので、まずは地域内で話し合い、自分たちの地域にとって、今何が一番必要なのかを検討・協議する必要があります。

7. 町の支援策の方向性と今後の進め方

(1) 推進体制

新しい地域コミュニティによる地域づくりを効果的に進めるためには「自分たちの地域は自分たちで守り、育てる」ことを基本に置き、住民と行政がお互いにその役割と責任を担い、連携、協力しながら地域の状況を十分に踏まえた体制を整えていく必要があります。

そのためには、新しい地域コミュニティの取組に関する総合窓口の設置や行政の関係部署による地域における課題等の情報共有など、幅広い検討を進めることとします。

こうした取組の検討と実践により、地域と行政のコミュニケーションの円滑化と地域が抱えている課題等を適切に把握できる体制づくりを進め、新しい地域コミュニティとの連携、協力を行うとともに、その推進体制を確保します。

(2) 設立支援及び活動支援

新しい地域コミュニティの持続的な取組の推進には、地域での主体的・自主的な取組が基本となりますが、地域課題や活動内容は地域によって様々であり、取組のペースも大きく異なることから、組織の発展段階や地域の実情に合わせた柔軟な支援の仕組みを整える必要があります。

①設立準備支援 【総括的集落支援員の事務支援】

総括的集落支援員により組織設立のための準備業務の支援を行います。モデル地区等の先行した地域の取組の紹介や事業計画の立て方、組織の運営についての助言や資料作成の手伝いを行います。

②活動支援 【集落支援員の配置及び補助員の配置】

新しい地域コミュニティによる地域づくりを進めるためには、地域住民の積極的な参加が重要となるため、地域住民が参加しやすい環境づくりや主体的な組織運営の中心となる事務局機能を担う人材が必要となることから、専任してその職務に当たる人材を町の会計年度任用職員として採用し、新しい地域コミュニティの「事務局員（＝集落支援員）」として配置することとします。ま

た、地域の状況に併せて必要に応じ「兼務の集落支援員」の配置を行います。

※集落支援員としての活動経費支援。

例) 集落支援員 1名：350万円（報酬、費用弁償、集落対策に係る経費）
兼務の集落支援員1名：40万円（主に報酬）

■集落支援員（参照：総務省資料）

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握調査等を実施する制度。

（3）活動の推進

この「新しい地域コミュニティづくりの基本方針」の策定により、本町における地域コミュニティによる地域づくりのあり方、方向性を示し、その具体的な取組を進めることとしています。

そして、現在進めている地域運営組織による取組により、地域課題の洗い出し、地域における組織の見直し作業などを行うことにより、更なる活動の推進を図ります。

（4）今後の取組

今後、地域運営組織の取組から見えてくる課題を改善し、町内全域への取組へと広げ、全体の活性化へと繋がる新しい地域コミュニティづくりを推進することとします。

なお、3年後に概ね町内全域での取組を目指すとともに、併せて新しい地域コミュニティづくりの活動を支え発展させるための活動事業の助成等の検討を進めていきます。